

## 公営住宅の入居者の資格について

関係法律	公営住宅法第23条、第24条
法律の内容	これまで全国一律に制定されていた公営住宅の入居者資格のうち、同居親族要件が廃止され、入居収入基準を国土交通省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされました。
国の基準令	公営住宅法施行令
独自基準の制定	市において検討した結果、平成24年3月議会において、 <u>1家族で複数の住戸への応募や、若年層の単身者での応募が可能となり、世帯向け住戸と入居者のミスマッチなどが生じる恐れがあることから同居親族要件は引き続き、要件としました。</u> また、現在の市営住宅の構造も複数の家族構成に対応する形となっています。市営住宅の入居者の収入基準については、平成24年3月議会において、これまでどおり <u>一般階層15.8万円、裁量階層21.4万円</u> としています。裁量階層の内容についても、 <u>引き続き、高齢者等への政策配慮を続ける必要があるため、現行の要件を維持することとし、国の定める基準の内容を条例基準として決めました。</u>
用語の説明	同居親族要件: 公営住宅の入居資格の一つとして「原則として、同居している親族があること」と規定されているもの 一般階層: 公営住宅法で定める計算方法により算出した「政令月収」が条例で定める「入居収入基準」以下の世帯 裁量階層: 高齢者・障害者世帯等、特に居住の安定を図る必要があるため、条例により「入居収入基準」が一般階層より緩和されている世帯 政令月収: 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法にて算出された所得金額の合計から、同居親族の人数などに応じた控除額を控除した額を12で割った額 入居収入基準: 公営住宅の入居資格の一つとして、「一般階層」や「裁量階層」ごとに定められた「政令月収」の基準
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	建設課 63-8825